

歴代知事の業績 — 初代知事 田辺輝実の提案 —

はじめに

現在も「〇〇郡」という地名の分け方が残っていますが、実は、この『郡』の在り方が明治中期に再置された本県の将来を決める鍵の一つとして考えられていたのです。

そもそも明治維新という新しい時代のスタートは、本県にとっては容易なことではありませんでした。その理由の一つは、江戸時代の延岡藩、高鍋藩、佐土原藩及び飫肥藩という譜代と外様小藩とが分立したまま明治時代を迎え、決して一枚岩ではなかったこと、また、本県と新しい時代の中心地である東京からの距離が相当に離れていて、「陸の孤島」と呼ばれるくらい不便であったことなどが理由です。これらのデメリットを、他県から本県に赴任してきた知事たちはどのように捉え、どのように発展させようとしたのでしょうか。

簿冊の中では知事を「県令」と記載している箇所もありますが、本稿では分かり易く「知事」という職名で統一させていただきました。

1 宮崎県のイメージ

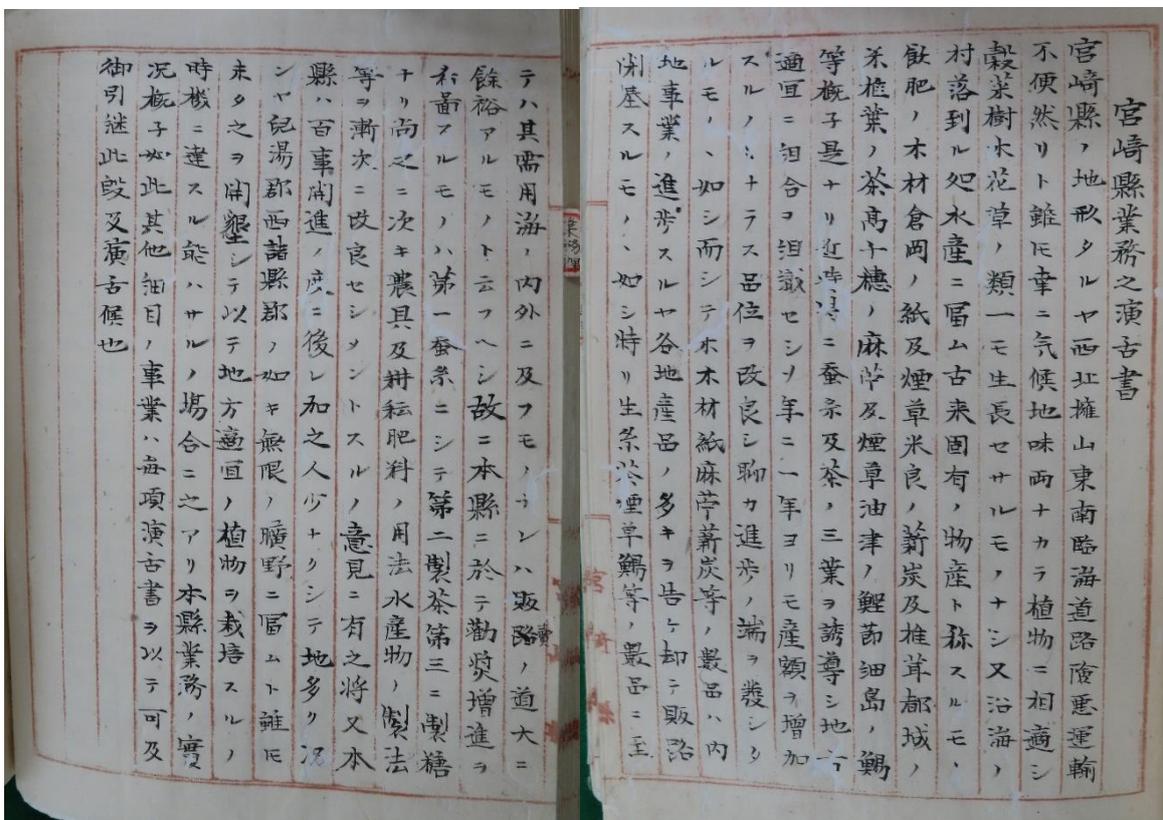
明治4年7月14日の廃藩置県以来、美々津県及び都城県の設置、宮崎県の設置、鹿児島県への併合等紆余曲折を経て、明治16年に現在の宮崎県が設置されました。以来、初代の田辺輝実知事から第35代の盛本完知事(昭和22年3月～昭和22年4月)までが、中央政府から派遣(官選)されるという方法で着任しました。各知事の出身地は新潟等の北陸、東京等の関東、京都の関西等日本各地です。多いのは鹿児島出身者の5人、京都4人、広島3人となっていて、公選制になるまで本県出身者はいません。

さて、県外から着任してきた当時の官僚は、宮崎県をどのように評価していたのでしょうか。明治7年に参事福山健偉は「御尋問調書」のなかで、「當県ハ西辺ニ僻在シ、山岳ハ縦横ニ聳エ、原野渺茫トシテ広く、地形高低、道路嶮難、前ニ大海アリト雖トモ万里ノ大洋ニ向ヒ…(中略)自他相交通スルノ道開ケス…民ノ□□蒙昧ナル昔日ニ異ナラス…(以下略)」と評しています。つまり、「中央から僻遠の地にあり、地理も厳しいので他との往来も困難である。そのうえ、県民も蒙昧である。」という酷評ぶりです。ずっと後の昭和6年のことですが、本県の厳しい条件のために赴任拒否をした知事もいるくらいです。

2 田辺知事の就任

初代知事田辺輝実たなべてるざね(明治16年5月9日～明治20年1月4日)は本県の不利な条件のもとで、どのような県政を進めようと考えたのでしょうか。県務引継書をみると、「宮崎縣

ノ地形タルヤ西北擁山東南臨海道路險悪運輸不便然リト雖モ幸ニ氣候地味兩ナカラ植物ニ相適シ穀菜樹木花草ノ類一モ生長セサルモノナシ又沿海ノ村落到ル処水産ニ富ム古来固有ノ物産ト称スルモノ飴肥ノ木材倉岡ノ紙及煙草米良ノ薪炭及椎茸都城ノ米椎葉ノ茶高千穂ノ麻苧及煙草油津ノ鰹節細島ノ鰯等概子是ナリ近時口ニ蚕糸及茶ノ三葉ヲ誘導シ地方適儀宜ニ組合ヲ組織セシメ…（中略）其需用海ノ内外ニ及フモノナシハ販賣ノ道大ニ餘裕アルモノト云フヘシ故ニ本縣ニ於テ勸奨増進ヲ希図スルモノハ第一蚕糸ニシテ第二製茶第三ニ製糖ナリ尚之ニ次キ農具及耕耘肥料ノ用法水産物ノ製法等ヲ漸次ニ改良セシメントスルノ意見ニ有之將又本縣ハ百事開進ノ度ニ後レ加之人少ナクシテ地多ク…（後略）」と記されています。



資料①【県務引継書 田辺より時任知事へ 2271】

田辺は、本県の地理的なデメリットを指摘しながらも温暖な気候をメリットとし、特に名産品として現在でも宮崎ブランドである飴肥の木材や米良の椎茸、油津の鰹節等農林水産産品を広く認めています。その上で、更に今後重点を置くべき産業として、養蚕、製茶、精糖を推薦していますが、それらの本県産業を発展させるには、道路建設、郡役所の増置、組合や技術教師の派遣による技術の向上等が大切であると考えます。

しかし、現実には、宮崎県再置まで7年間にわたって鹿児島県に併合され、そのうえ西

南戦争の戦禍にも見舞われた本県の経済状態は疲弊していました。資料②から主要農産物である本県米価の状況は隣県に比べて常に最下位であったことが分かります。当時85%は農家であったといわれる県民の生活状況は相当に厳しいものでした。

(単位 円)

| | 明 11 | 明 12 | 明 13 | 明 14 | 明 15 | 明 16 | 明 17 | 明 18 | 明 19 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 宮 崎 県 | 4.4 | 5.9 | 7.5 | 7.5 | 5.5 | 4.4 | 3.8 | 4.9 | 4.1 |
| 鹿児島県 | 5.8 | 7.1 | 8.6 | 8.6 | 7.1 | 5.3 | 4.3 | 5.3 | 4.2 |
| 熊 本 県 | 5.0 | 6.6 | 8.4 | 8.0 | 6.7 | 5.5 | 4.6 | 5.3 | 4.8 |
| 大 分 県 | 4.9 | 6.6 | 9.1 | 8.3 | 6.8 | 5.7 | 4.7 | 5.7 | 4.8 |

資料②【明治前期財政経済史料集成第七巻 宮崎県史通史編近現代1】

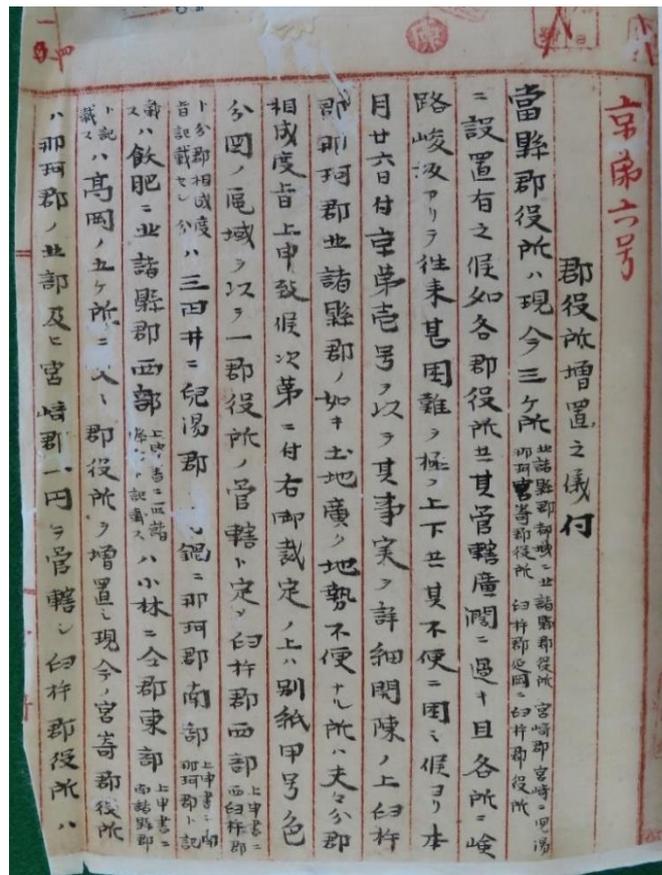
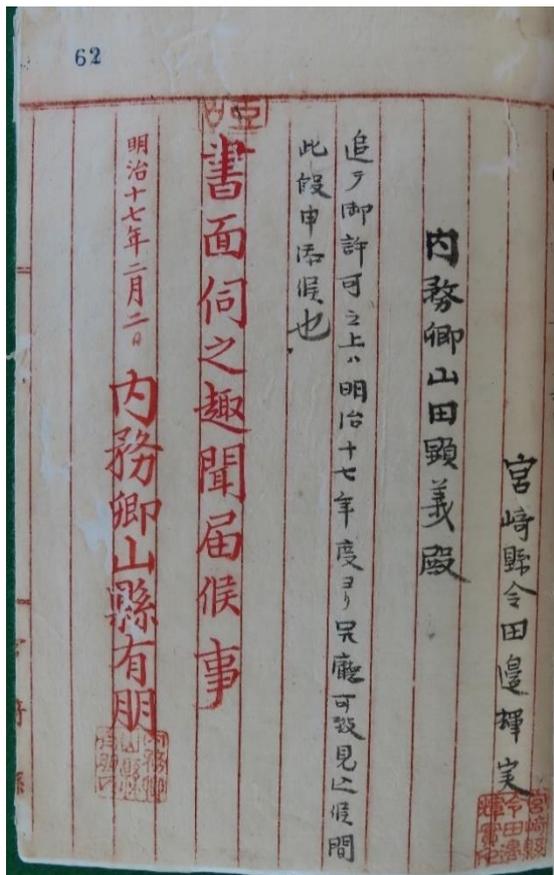
このような厳しい状況のなかで、田辺は本県を発展させるために先の特産品増産等の殖産振興策を打ち出します。しかし、一次産品の豊富さにかかわらず、交通の不便さと県民の意識の低さが課題だと捉え、道路の整備とともに国や県の指導がより行き渡るための行政機関としての郡役所の増置を重要視していくのです。

3 田辺知事の郡、郡役所の増置提案

明治11年に郡区町村編制法が公布され、当時まだ鹿児島県だった日向国には、臼杵、諸県、宮崎、児湯及び那珂の5郡が配置され、臼杵郡役所、諸県郡役所、宮崎・那珂郡役所及び児湯郡役所の4郡役所が置かれていました。明治14年に児湯郡役所が宮崎・那珂郡役所に統合され、わずか3郡役所体制となりましたが、明治16年の宮崎県再置時も郡と郡役所の数は当時と同じままでした。

宮崎県再置直後の明治16年9月の第1回通常県会において、県会は県に対して、「富饒ノ天産物ヲ有スルモ（中略）人民ノ智力ニ乏シク資本ノ足ラサルニ因ルト雖モ、或ハ施治ノ便ヲ得サルカ為メ、朝旨速ニ人民ニ通セス、民情能ク上ニ貫徹セス、官民共ニ便ヲ欠クノ致ス所ニアラサルヲ得ンヤ、然ラハ即チ之ヲ如何ニセハ可ナランカ…（後略）」と問い、新たに「便宜の地を選んだ4郡役所を増置」した7郡役所案を建議しました。

下線部「朝旨速ニ…、民情能ク上ニ…」とは政府の通達が県民に徹底せず、県民の気持ちも政府に届かないという意味です。それを解決するには郡役所の増置が必要だという訳ですが、増置という点では田辺と県会は同じ考えです。しかし、田辺が同年11月に内務卿に上げた上申は資料③にあるとおり、県会案よりさらに1郡役所多い8郡役所案でした。この上申は、朱書きに「書面伺之趣聞届候事」とあるように国の許可を得ています。

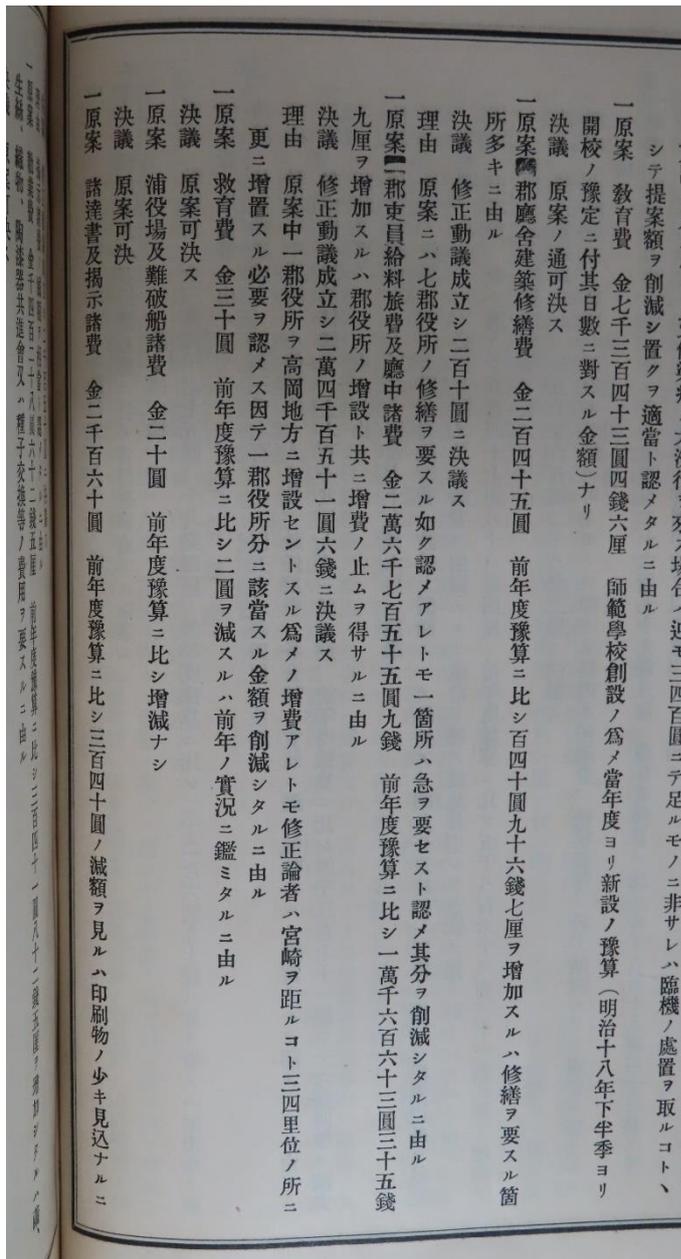


資料③【郡町村の廃置分合改称及び郡役所町村役場の廃置 101021】

知事案と県会案とでは郡の数は同じですが、郡役所の数が違ってきます。両者を比較すると資料④のようになります。

| | 郡の数 | 郡役所の数 |
|-----------------|---|--|
| 現行 (明治 16 年) | 北諸県 宮崎 那珂 児湯 臼杵 | ①都城 (北諸県) ②延岡 (臼杵) ③宮崎 (宮崎・那珂・児湯) |
| 川越案 (県会) | 児湯 西臼杵 宮崎 東諸県 北那珂 北諸県 西諸県 東臼杵 南那珂 | ①児湯 ②西臼杵 ③東諸県・宮崎・北那珂 ④北諸県 ⑤西諸県 ⑥東臼杵 ⑦南那珂 |
| 田辺案 (県) | 同上 | ①高鍋 (児湯) ②三田井 (西臼杵) ③高岡 (東諸県) ④宮崎 (宮崎・北那珂) ⑤都城 (北諸県) ⑥小林 (西諸県) ⑦延岡 (東臼杵) ⑧飢肥 (南那珂) |

資料④【郡と郡役所増置案の比較 県史通史編近現代 1】



資料⑤【明治17年県会の知事案の否決建議 県会史全】

しかし、国に許可された田辺の8郡役所案は、資料⑤をみると県会に否決されます。後半部に、

「原案中一郡役所ヲ高岡地方ニ増設セントスル為ノ増費アレトモ修正論者ハ宮崎ヲ距ルコト三四里位ノ所ニ更ニ増置スル必要ヲ認メス因テ一郡役所分ニ該當スル金額ヲ削減シタルニ由ル」とあります。

つまり、高岡は宮崎から3～4里くらいの近い距離なので高岡に郡役所を増置する必要はなく、高岡に郡役所を増置する予算は認めないというのが県会の考えです。

田辺も県会も郡の増置という点では一致しているのに、郡役所数で意見が分かれています。経費節減を重視した県会の意見にも理があるように思われますが、窮地に陥った田辺は資料⑥にあるように「県会決議不認可」を内務卿に上申して、国に下駄を預けます。

資料⑥は田辺が内務卿に上申した「縣会決議不認可之義ニ付上申」の文書です。
 「當縣通常縣会ノ義ハ豫メ及御届置候通三月三十一日開会別紙甲號支出議案発付候處朱書之通議決致候然ルニ郡吏員給料旅費及廳中諸費ノ儀ハ八郡役所ノ經費豫算ノ原案ニ候處別紙乙號御参照縣會議事筆記寫ノ通議會ハ七郡役所ニ對スル經費ヲ存シ外一郡役所ニ對スル經費ヲ削除スルノ論遂ニ過半数ニテ削除ニ決定ス然ル處當縣郡役所設置龜畫ノ儀ハ…（中略）八郡役所ヲ設置スルハ行政上實ニ不得止儀ニ付既ニ本年二月二日付ヲ以テ御許可相成候次第ニ付右決議ノ金額ニテハ到底給足セサル見込ナル…（中略）郡吏員給料旅費及廳中諸費ノ原案ト縣会決議額トノ差額ニ充テ全ク殘金貳千五百円拾八錢八厘豫備費トシ夫々施

行致度候條別紙關係書類相添此段仰御指揮候也

明治十七年五月十三日 宮崎県令 田邊輝實

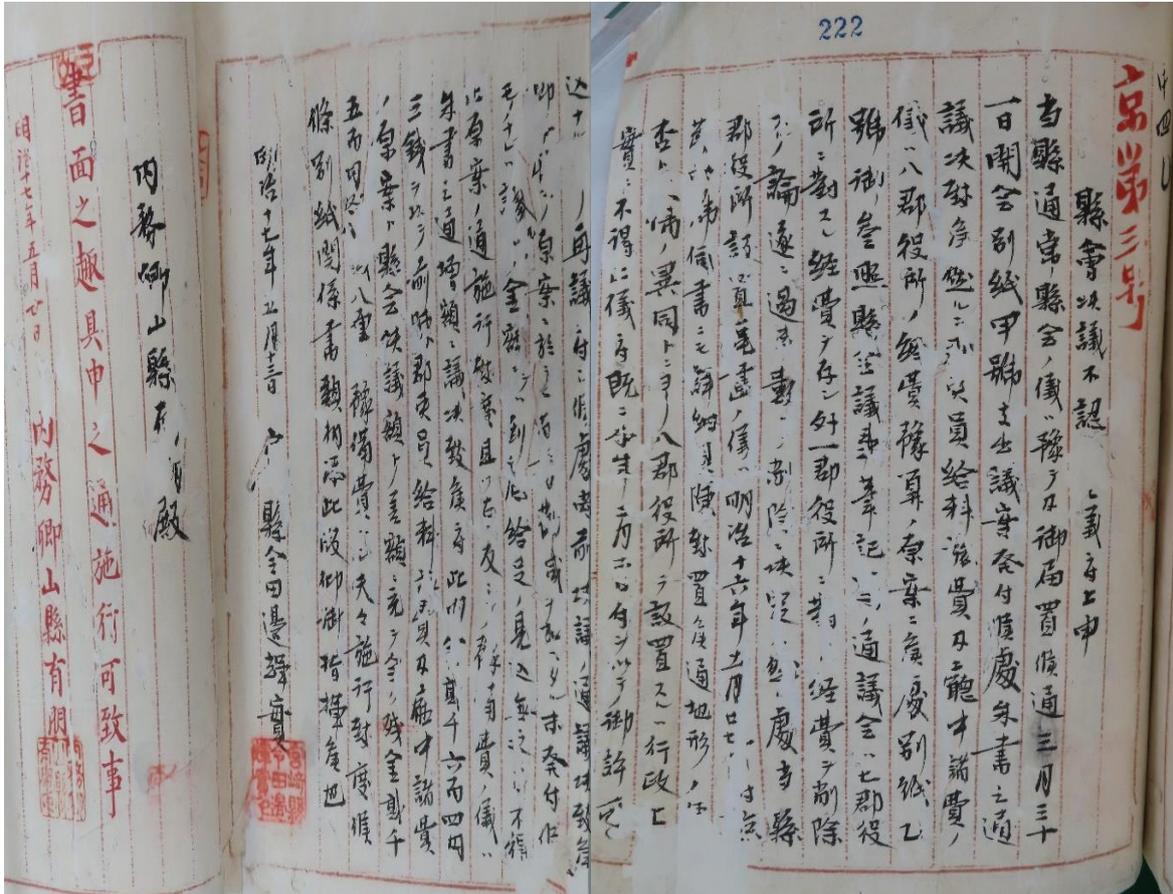
内務卿山縣有朋殿

書面之趣具申之通施行可致事

明治十七年五月廿日 内務卿 山縣有朋

※虫損の部分はこの上申文書の起案

文書をもとに補ってあります。



資料⑥【通常県会 100804】

資料⑥の文面から、田辺は県会の反対案を県の予算のやり繰りでかわし、内務卿の決裁を得ていることが分かります。田辺は資料①で取り上げた地理的なデメリットが本県の発展をはばんでいる要因の一つととらえ、だからこそ国や県の通達等を確実に普及するために、また、そこに県の指導が入りやすくするために郡役所の増置は譲れなかったのでしょう。県予算のやり繰りによって8郡役所運営の悲願達成を図ろうとしたのかもしれませんが。

明治20年、田辺は宮崎を去る際に、「天産物ノ多キモ其ノ利ヲ見ルヤ薄ク」、近年は「進取ノ氣象」を出すようになったとはいえ、「他県ニ比スレハ^{すこぶる}頗ル幼稚」の傾向があるが、「民情質樸ニシテ上ヲ信スルノ心厚キニヨリ勸誘其宜シクヲ得ハ他日大ニ面目ヲ改ル」機会があろうという本県の将来性を次の知事に申し送ります。当時本県は酷評されていただけに、このような評価は県民としては少し嬉しいことです。

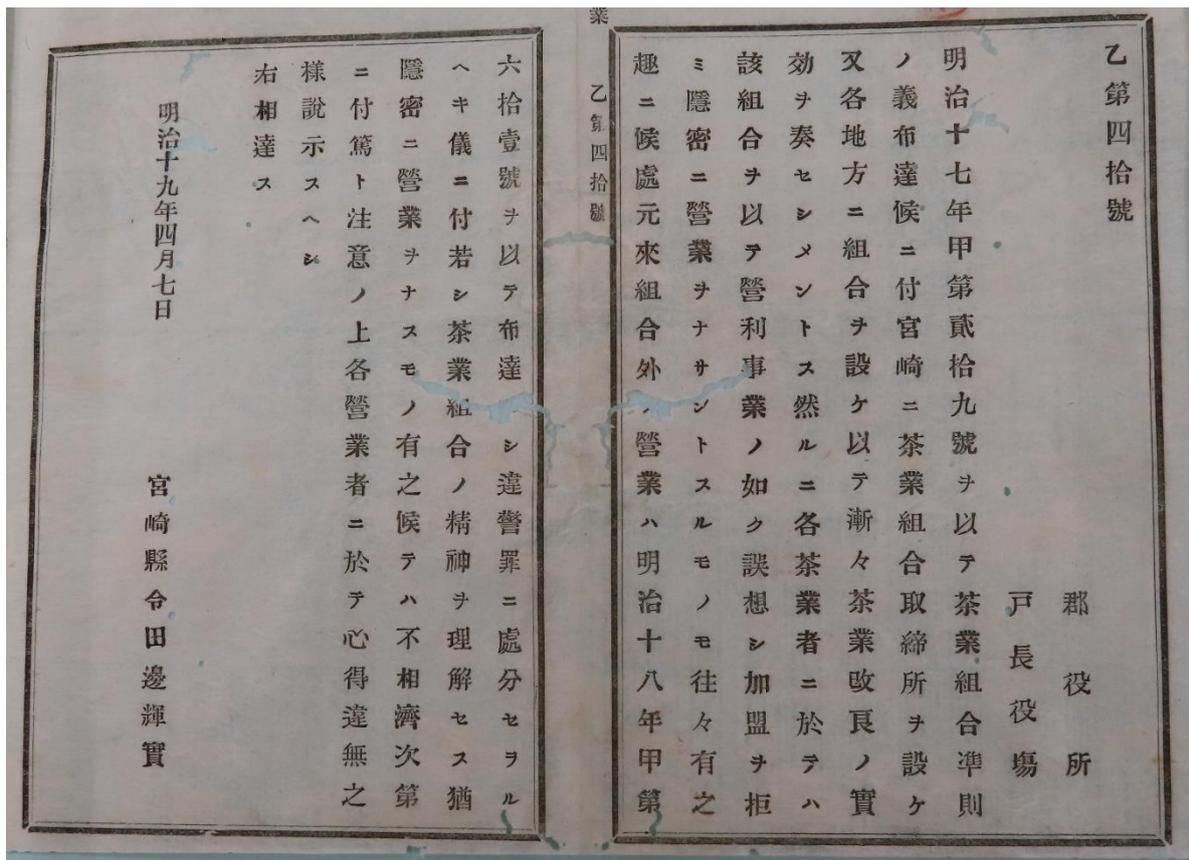
4 田辺知事の茶栽培技術の向上策

資料①の県務引継書で、田辺は本県のこれからの本県の主要産物は養蚕、製茶、精糖であると述べました。製茶について県務引継書の中に、

「茶業組合ハ明治十七年三月農商務省第三号ヲ以テソノ準則ヲ達セラレタルニ付全年全月本縣甲第三十九号ヲ以テ其準則ヲ布達セリ…（中略）本縣ノ如キ粗製濫造茶ヲ改良スルニハ尤モ好機関タルヲ以テ…（後略）」

とありますが、田辺は、生産高を向上させるために茶業組合を設立させるとともに、関係規則等の整備を進めることが大切だと考えます。

資料⑦のなかには茶業組合の目的や組合加入を促す文がみられます。また、「茶業組合の精神」という言葉も出ていて、製茶業振興の意気込みも窺われます。このほか、巡回教師の派遣等を通して茶の栽培技術の普及、向上などの具体的な施策も進めていきます。これらの田辺の文書は資料⑦の発信先で分かるように、県から郡役所を經由して各地に通達されていきました。



資料⑦【本県令達 100261】

では、田辺の3年8か月間の県政の成果はどうだったのでしょうか。資料⑧で明治17年から明治20年までの製茶の産額の変化をみてみましょう。

| 製茶家ノ数 | 碾茶 | 玉露 | 煎茶 | 番茶 | 日乾 | 釜熬 | 黒口 | 紅茶 | 烏龍 | 計 | 西臼杵 | 東臼杵 | 東諸湯 | 西諸縣 | 北諸縣 | 南那珂 | 北那珂 | 宮崎 | 郡名 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 | 11,110 |

資料⑧【製茶家及製茶ノ産額 宮崎県統計書 明治20年】

農作物は気候の影響を受けやすく、この3年間の統計資料だけから田辺県政の成果を検証することは難しい面もありますが、次のような傾向は分かります。

茶の品種によっては淘汰されているものもありますが、製茶家の数は微増、玉露は3倍増、煎茶は半減、番茶は1.5倍増、釜茶は約5倍増というように製茶業が振興してきている兆しがみられます。

また、今では珍しくありませんがウーロン茶や紅茶が栽培されていたことも分かります。

同時期の米の収穫高の統計をみると、^{うるち}粳米が1.3倍増、^{りくとう}陸稻が2倍増、^{もち}糯米が1.3倍増となっていて米作振興にも同じ兆しがみられます。

おわりに

本稿では百年以上前の宮崎県再置という激動の時代における知事の本県産業振興の舵取りの一端を垣間みました。百年後の現在の本県の主力農産物は宮崎マンゴーを始めとする果樹、宮崎牛などの畜産、ピーマン等の蔬菜へと大きく変化しています。いつの時代もその時々合った情勢を的確に捉えながら、より確実な施策を選んできた結果だと思えます。

田辺知事以後、明治22年に従来の393町村が、宮崎、油津、都城、細島及び延岡の5町と95村の100町村に合併が進みます。その後、大正12年に郡制が廃止されるまで郡は町村と県の間で介在する中間的な自治体として存在し続けますが、かつて重要な役割を果たした本県の現在の「郡」は平成の大合併で8郡から6郡に減り、その6郡にも行政的な役割はすでになく、単なる地区割りとして残るだけになりました。

(宮崎県文書センター主任運営嘱託員 杉田 茂延)